



2026 年 10 月 8 日

各 位

会 社 名 株式会社ワキタ
代表者名 代表取締役社長 脇田 貞二
(コード番号 8125 東証プライム市場)
問合せ先 取締役総務部長 成山 敦彦
(TEL. 06-6449-1901)

当社子会社の従業員に対する譲渡制限付株式制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の当社取締役会において、一定の条件を満たす当社子会社の従業員を対象に、譲渡制限付株式制度（以下、「本制度」という。）を導入することを決議いたしました。今後、本制度に基づき対象の子会社従業員に対して当社株式を処分する予定ですので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本制度の導入目的

本制度は、当社子会社の従業員に対し、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、当社子会社の従業員における当社の株主の皆さまとの一層の価値共有を進めることを目的として導入する制度です。

2. 本制度の概要及び株式の処分の規模

本制度は、対象の子会社従業員に対し当社普通株式を付与するための金銭債権を当社子会社が当該従業員に給付し、当該金銭債権の全部を出資財産として当該従業員から当社に現物出資させることにより、当該従業員に当社普通株式を処分し、これを保有させるものです。なお、現時点において、対象の従業員に付与する金銭債権の総額として合理的に見込んでいる額は 72 百万円～132 百万円です。当該金銭債権の全部を当社に現物出資させることにより、処分総額 72 百万円～132 百万円、処分総数 40,000 株～60,000 株程度を対象の子会社従業員に処分する予定です。

なお、本制度の導入目的を達するため、付与する株式には一定の譲渡制限期間を設定するものとし、その付与に当たっては、当社と対象の子会社従業員との間で、譲渡制限期間その他の必要事項を規定した譲渡制限付株式割当契約を締結することといたします。

なお、本制度に基づき株式を処分する時期、給付する金銭債権の額その他の詳細は、今後当社の取締役会において決定いたします。具体的な内容が決定いたしましたら、速やかにお知らせいたします。

以 上